○国土交通省令第六十九号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備に関する政令（平成二十三年政令第二百八十二号）の施行に伴い、近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令

近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条」を「第二条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、筑波研究学園都市建設法施行規則（昭和四十六年首都圏整備委員会規則第一号）の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

筑波研究学園都市建設法施行規則の一部を改正する省令

筑波研究学園都市建設法施行規則（昭和四十六年首都圏整備委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改める。

第二条を削る。

第三条中「左に」を「次に」に改め、同条を第二条とする。

第四条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第三条とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

環境大臣　江田　五月

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（自然公園法施行規則の一部改正）

第一条　自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第十七号の十二中「係るもの」の下に「（同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。）」を加え、同条第十七号の十三中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第十七号の十四中「同条第三項」を「同条第四項」に、「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第二十七号の十一中「同法」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に、「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第二十七号の十二中「同法」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に改め、同条第二十七号の十四中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改める。

第十三条第六号及び第九号中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改める。

第十五条の三第一項中「第十三条の十六第二項」を「第十三条の十七第二項」に改める。

第十五条の五第一号ロ中「この」を削る。

第二十条第一号中「次の」を「次に」に改め、同条第六号ニ中「第二十条第五号」を「第二十条第三項第五号」に改める。

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第二条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第九号中「協議し、その同意を得た」を「協議しその同意を得た、若しくは協議した」に改める。

第十九条第九号ハ(2)中「野生鳥獣による被害」を「被害」に改める。

第三十条の三第一号ロ中「この」を削る。

第三十七条第十九号中「第十九号」を「第二十五号」に改める。

（環境省組織規則の一部改正）

第三条　環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項第四号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

○環境省令第十八号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）第十条第一項及び第二項の規定に基づき、関係原子力事業者による協力措置に関する省令を次のように定める。

平成二十三年八月三十日

環境大臣　江田　五月

関係原子力事業者による協力措置に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（協力措置に係る資機材）

第二条　法第十条第一項の環境省令で定める放射線障害防護用器具その他の資材又は機材（以下「資機材」という。）は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機能又は品名とする。

一　放射線障害防護用器具等	イ　汚染防護服
	ロ　呼吸用ボンベ（交換用のものを含む。）その他の機器と一体となって使用する防護マスク
	ハ　フィルター付き防護マスク
	ニ　資機材の輸送等のために使用可能な車両
二　計測器等	イ　ガンマ線測定用可搬式測定器
	ロ　熱ルミネセンス線量計又は蛍光ガラス線量計 （1）　素子 （2）　リーダー
	ハ　表面の放射性物質の密度を測定することが可能な可搬式測定器

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第七条第五項」を「第七条第六項」に改める。

第五条第四号及び第七条第一項第六号中「愛がん」を「愛玩」に改める。

第十一条第二項中「第四条第三項及び法第七条第四項」を「第四条第四項及び法第七条第五項」に、「公聴会の調書」を「意見聴取に係る調書」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。